

法34条第11号 田園集落地区区域図(阿南市都市計画法施行条例第5条別表第1の2の項)

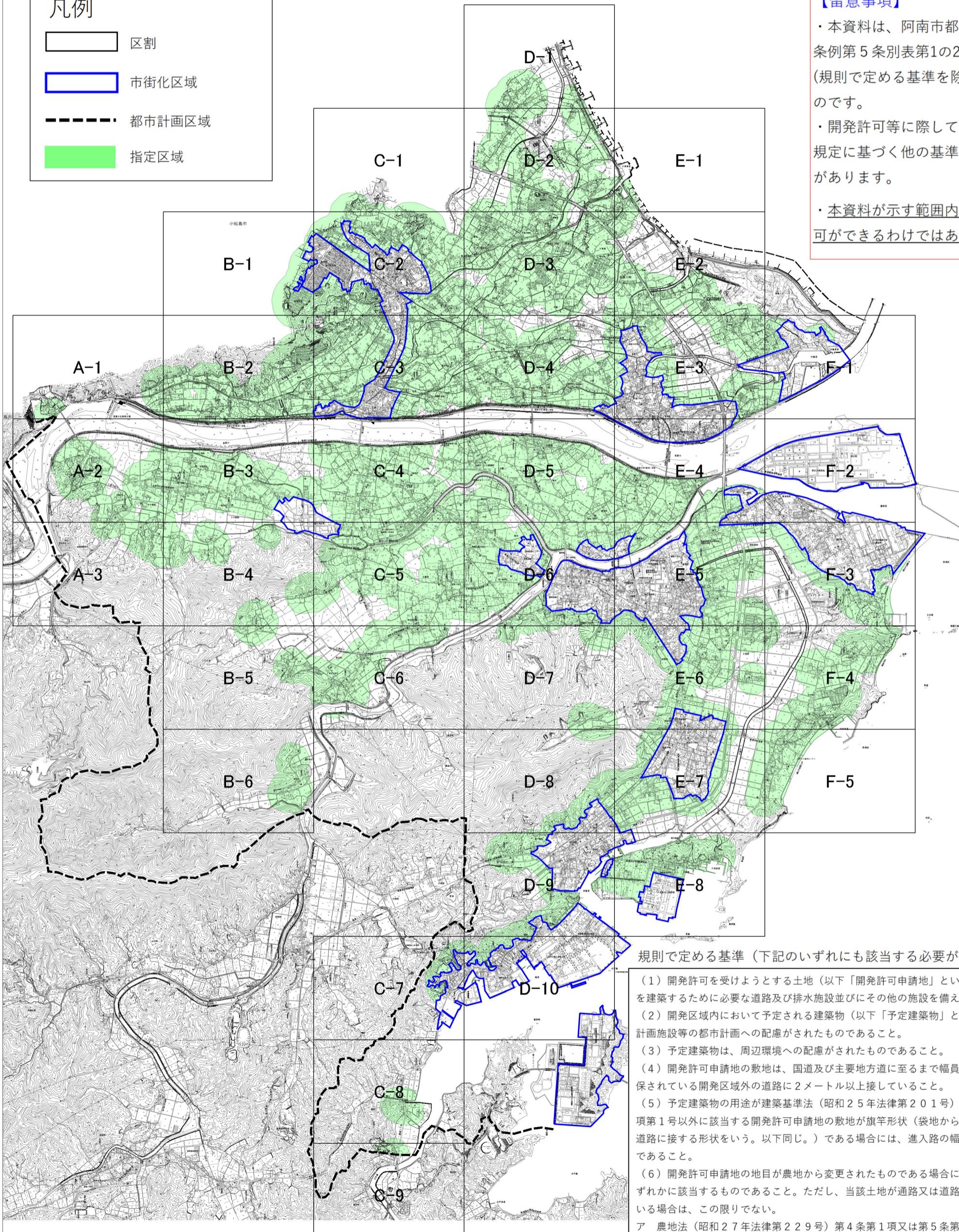


凡例

- 区割
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 指定区域

【留意事項】

- ・本資料は、阿南市都市計画法施行条例第5条別表第1の2の項の区域（規則で定める基準を除く）を示すものです。
- ・開発許可等に際しては、同条例の規定に基づく他の基準を満たす必要があります。
- ・本資料が示す範囲内のどこでも許可ができるわけではありません。



規則で定める基準（下記のいずれにも該当する必要があります。）

- (1) 開発許可を受けようとする土地（以下「開発許可申請地」という。）は、建築物を建築するために必要な道路及び排水施設並びにその他の施設を備えていること。
- (2) 開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）は、都市計画施設等の都市計画への配慮がされたものであること。
- (3) 予定建築物は、周辺環境への配慮がされたものであること。
- (4) 開発許可申請地の敷地は、国道及び主要地方道に至るまで幅員4メートル以上確保されている開発区域外の道路に2メートル以上接していること。
- (5) 予定建築物の用途が建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）の項第1号以外に該当する開発許可申請地の敷地が旗竿形状（袋地から延びる細い敷地で道路に接する形状をいう。以下同じ。）である場合には、進入路の幅が4メートル以上であること。
- (6) 開発許可申請地の地目が農地から変更されたものである場合にあっては、次のいずれかに該当するものであること。ただし、当該土地が通路又は道路として使用されている場合は、この限りでない。
 - ア 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可（以下この号において「農地転用の許可」という。）を受けた土地にあっては、工事完了証明後3年以上を経過していること。
 - イ 農地転用の許可を受けていない土地にあっては、阿南市農業委員会から非農地證明（農地法の適用を受けない土地であることを証明するもの）を受けていること。